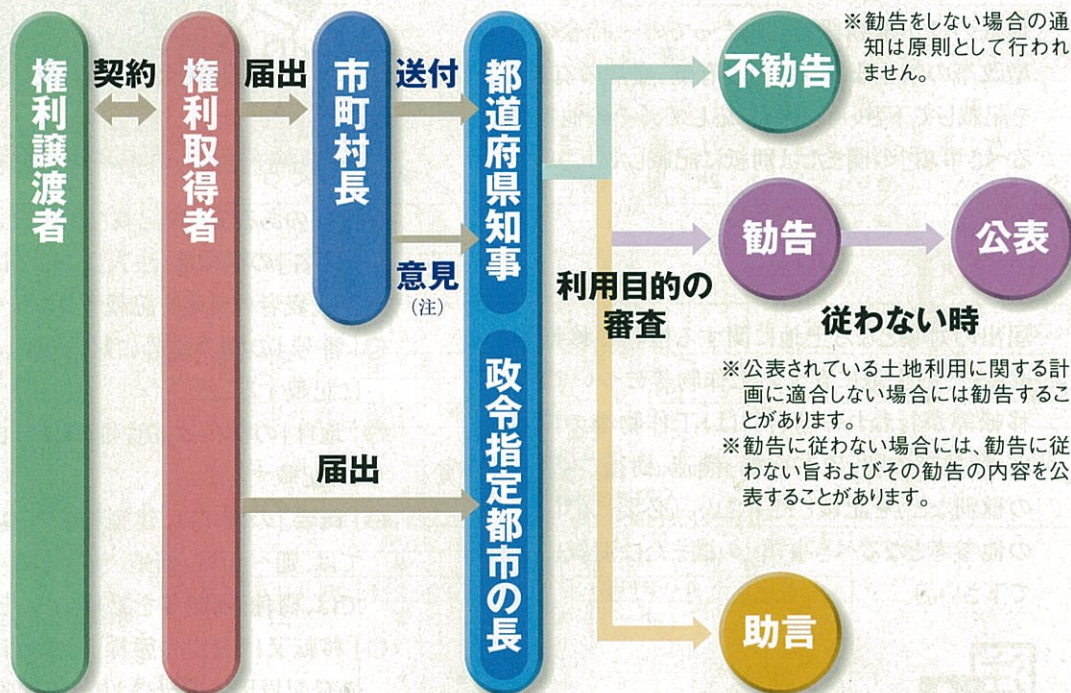


土地取引の契約(予約を含みます。)をしたときは、権利取得者(売買の場合であれば買主)は、契約者名、契約日、土地の面積、利用目的等を記入した知事(政令指定都市の場合は市長)あての届出書に必要な書類を添付して、契約を結んだ日を含めて2週間以内に土地の所在する市・区役所、町村役場へ届け出て下さい。【事後届出制】

届出を受けた知事(市長)は、利用目的について審査を行い、利用目的が土地利用基本計画などの公表された土地利用に関する

計画に適合しない場合、3週間以内に、利用目的の変更を勧告し、その是正を求めることがあります(審査期間の延長通知があった場合には、6週間以内の延長された期間)。また、土地の利用目的について、適正かつ合理的な土地利用を図るために、必要な助言をすることがあります。勧告をしない場合の通知は原則として行われません。

なお、届出書は都道府県・政令指定都市又は市区町村の国土利用計画法担当課にあります。



※届出事務の処理について、都道府県からその権限を譲り受けている市区町村の区域内における土地取引については、その市区町村長あてに届出をすることとなります。

POINT

届出の手続

- 届出者** 土地の権利取得者(売買の場合であれば買主)※
- 届出期限** 契約締結日を含めて2週間以内※
※事前届出制の場合は異なります。詳しくは4・5をご覧ください。
- 届出窓口** 土地の所在する市区町村の国土利用計画法担当課
- 主な届出事項**(詳しくは記載例を参照して下さい。)
(1)契約当事者の氏名・住所等 (2)契約締結年月日
(3)土地の所在および面積 (4)土地に関する権利の種類および内容
(5)取得した土地の利用目的 (6)土地に関する対価の額
- 提出する書類** (1)届出書 (2)土地取引に係る契約書の写しまたはこれに代わるその他の書類 (3)土地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図
(4)土地およびその付近の状況を明らかにした縮尺5千分の1以上の図面
(5)土地の形状を明らかにした図面 (6)その他(必要に応じて委任状等)